

議案第 122 号

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和 3 年 4 月 2 日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和 3 年 5 月 14 日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

令和3年4月2日

大阪市長 松井 一郎 様

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長 真鍋 精志

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について（申請）

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限（平成31年4月1日認可）を次のように変更し、令和3年7月1日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前														
<p>1 観覧料の上限額</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 観覧料（特別の展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき<u>2,400円（大阪中之島美術館にあっては、3,600円）</u>とする。</p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>(4) 観覧料（博物館等資料（博物館等における歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料をいう。）の特別の観覧に係るもの）の上限額は、1点につき<u>10,000円（大阪中之島美術館にあっては、770,000円）</u>とする。</p> <p>別表第1（1(1)関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪歴史博物館</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪中之島美術館</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（2(1)関係）</p> <p>〔表 別紙2 挿入〕</p>	施設の名称	金額	〔略〕		大阪歴史博物館	600円	大阪中之島美術館	800円	<p>1 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 観覧料（特別の展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき<u>2,400円</u>とする。</p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>(4) 観覧料（博物館等資料（博物館等における歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料をいう。）の特別の観覧に係るもの）の上限額は、1点につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>別表第1（1(1)関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪歴史博物館</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（2(1)関係）</p> <p>〔表 別紙1 挿入〕</p>	施設の名称	金額	〔同左〕		大阪歴史博物館	600円
施設の名称	金額														
〔略〕															
大阪歴史博物館	600円														
大阪中之島美術館	800円														
施設の名称	金額														
〔同左〕															
大阪歴史博物館	600円														
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>															

[別表第2 (2(1)関係) 別紙1]

施設の名 称	区 分	金 額
[同左]		
[新設]		

[備考 同左]

[別表第2 (2(1)関係) 別紙2]

施設の名称	区分	金額	
[略]			
大阪中之島美術館	ホール	1室8時間まで 264,000円	
	ワークショップルーム	1室8時間まで 82,500円	
	その他の館内及び構内地	使用する面積が60平方メートル以上の場合	1平方メートル1日につき 14,300円
	使用する面積が60平方メートル未満の場合	1時間につき 107,250円	

[備考 略]

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。